

# たかまつ 農業委員会だより

第 62 号  
令和3年1月1日  
編集 農業委員会だより  
編集委員会  
発行 高松市農業委員会  
TEL 087-839-2662



橋本 俊一郎・麻由美さんご夫妻



市街地から程近い、多肥上町の橋本俊一郎さんの農地は、オアシスのようでした。大豆とブロッコリーの畑から撮影しました。

## 内 容

- 会長ごあいさつ
- 農業相談会のお知らせ
- 市長に改善意見を提出しました
- 地域別農地賃借料情報
- 収入保険加入のおすすめ
- 市民税課から農耕作業用自動車の登録について
- 香川県農地機構からのお知らせ
- 東讃農業改良普及センターから
- 農林水産課から
- 「一人・農地プラン」の農地利用意向アンケート中間報告、ほか



ごあいさつ



高松市農業委員会  
会長 三笠 輝彦

皆様には、輝かしい初春をお迎えのことからお慶び申しあげます。平素より農業委員会業務に対し、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

農業を取り巻く環境は、全国的な課題である農業従事者の高齢化、深刻な担い手や後継者不足が本市においても顕著となっており、これらは遊休農地の発生原因ともなっています。



農業委員・推進委員等による農地パトロール

また、新型コロナウイルスの感染拡大が農業経営に多大な影響をもたらしており、依然として厳しい状況が続いております。



農業相談も新型コロナ対策の衝立越して

こうした中、農業委員会においては昨年7月に制度改正後2回目の改選を行い新体制になりましたが、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となり、農地の集積・集約化といった「農地利用の最適化」の推進や農地法関連の業務とともに、農業者の意思を諸施策に反映させ、関係機関との連携を強化し、諸問題の解決に努力してまいり所存でございますので、ご指導ご協力を賜りますようお願い申しあげ、新年のごあいさつとさせていただきます。

農業相談会開催のお知らせ

区分	日時	場所	対象地区
第1	1月29日(金) 10時~11時30分	JA香川県高松市 中央一宮支店	旧市域・鶴尾・太田・多肥 仏生山・一宮・女木・男木
第2	1月19日(火) 13時30分~15時	牟礼コミュニティ センター	牟礼・庵治
	1月28日(木) 10時~11時30分	古高松コミュニティ センター	木太・古高松・屋島
第3	1月29日(金) 13時30分~15時	JA香川県中央地区 営農センター	前田・川添・林・三谷
第4	1月15日(金) 13時~14時30分	塩江コミュニティ センター	塩江
	1月27日(水) 13時30分~15時	JA香川県川東支店	香川
第5	1月15日(金) 9時30分~11時30分	香南コミュニティ センター	川岡・円座・檀紙・ 弦打・香南
第6	1月18日(月) 10時~11時30分	JA香川県高松市 西部鬼無支店	鬼無・香西・下笠居・ 国分寺
第7	1月28日(木) 13時30分~15時	JA香川県川島支店	十河・川島・東植田・ 西植田

農地の貸し借りをご希望の方は農業相談会にご来場ください。手続きも簡単な農業経営基盤強化促進法による貸借が安心です。  
貸し手と借り手の双方が一緒にご来場ください。当日ご来場が難しい場合は、相手方又は第三者に委任することも可能です。  
農地の貸借以外の、農地に関する

ご相談も受けしています。ご質問は農業委員会事務局までお問い合わせください。  
新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、各会場にパーティションを設置し開催いたします。マスクの着用、検温、手指のアルコール消毒にご協力お願いします。



市長に改善意見を提出

10月16日、「令和3年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見書」を、農業委員会から大西市長へ提出しました。



三笠会長から大西市長へ改善意見書を手渡しました

この改善意見書は、地元の農家からの要望や意見を、農業委員と農地利用最適化推進委員が持ち寄り、整理・集約したものです。

意見書の内容は、昨年から引き続き要望しているもののほかに「土地改良事業の採択要件の緩和」「小規模農家に対する補助制度の創設」農

業用ため池の防災工事の推進」「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者への支援」などの項目が今年新たに追加されています。

市長へ意見書の概要説明を行った後、農業委員会役員と市役所の関係部署の所属長との間で意見交換会が行われ、今回の改善意見が令和3年度からの市の事業に反映されるよう重ねて要望しました。



意見交換会の様子 (左) 市当局 (右) 農業委員会役員

改善意見の詳細につきましては、高松市ホームページの「農政課→農業委員会の概要→農政活動状況」でご覧いただけます。

地域別農地賃借料情報 (田 10a 当たり 単価 円)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数		地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	
				有償	無償					有償	無償
鶴尾	5,000	5,000	5,000	2	0	塩江	6,800	12,800	3,400	8	17
太田	—	—	—	—	3	川岡	4,600	10,300	2,300	52	26
仏生山	5,400	7,200	2,800	4	10	円座	4,800	6,400	3,000	6	37
多肥	4,700	12,300	1,500	11	20	檀紙	6,900	11,300	2,500	13	89
一宮	4,100	8,000	1,400	22	64	弦打	5,500	7,700	4,000	9	19
木太	—	—	—	—	4	香南	5,100	14,300	1,600	126	61
古高松	6,200	10,300	1,000	7	36	鬼無	6,800	11,000	4,400	10	11
屋島	—	—	—	—	2	香西	5,200	16,100	2,500	15	2
庵治	3,000	3,000	3,000	1	12	下笠居	9,100	18,000	1,400	40	11
牟礼	15,000	16,000	14,000	2	56	国分寺	7,600	21,600	1,100	108	55
前田	9,400	12,000	3,300	14	58	十河	6,200	14,400	1,200	37	77
川添	3,600	5,000	2,300	3	49	川島	5,000	15,800	1,000	45	62
林	7,300	15,000	2,000	3	63	東植田	4,000	12,900	3,000	16	31
三谷	9,200	15,000	6,000	26	26	西植田	5,000	7,000	3,000	10	68
香川	8,500	17,800	1,600	58	61	合計	6,400			648	1,030

- 平成31年3月29日から令和2年10月30日までに農業経営基盤強化促進法により公告された賃貸借における賃借料の水準は上記のとおりです。(記載のない地区については賃貸借データがありません)
  - 平均額は、有償賃貸借のデータのみを用いた平均値です。無償賃貸借のデータは平均額に反映していません。
- (注)この賃借料情報は、残存小作地の標準小作料のことではありません。

### 収入保険で安心経営

収入保険は、全ての農作物を対象に、自然災害や価格低下での収入減少だけでなく、病気やけがで収穫ができなかったなど、農業者の経営努力では避けられないあらゆるリスクを補償します。もちろん、コロナ禍での収入減少も補償対象！

農業者ごとに、保険期間の収入が過去実績から算出した基準収入の、9割を下回った場合に、下回った額の9割（選択）を補てんします。昨年、加入者の約3割の方に対し、補てん金をお支払いしました。

加入できるのは、青色申告を行っている農業者（個人・法人）で、1年以上の実績があれば加入できます。

詳しくは、NOSAー香川高松支所にお問い合わせください。

▽Tel 087・888・1146

### 自然災害で補てん金



高松市香南町 二川清博さん（67）

1年を通じて出荷があるよう、キウウリを園芸施設と露地で栽培し、ほうれん草なども栽培しています。2019年8月のゲリラ豪雨で、大きな痛みを受け、年間収入は減少しましたが、担当者が手続きをしてくれ、補てん金が出たので、とても助かりました。

収入保険のおかげで今までのように自然災害や価格の暴落を心配することなく、安心して営農ができます。



### 市民税課からのお知らせ

★農耕作業用自動車には、**緑色ナンバー**が必要です。

乗用トラクター等の所有者は、高松市市税条例等に基づき、軽自動車税（種別割）の申告を行い、交付される緑色ナンバーを所有車両に取り付けなければなりません。

※公道を走行する、しないに関わらず申告が必要です。

【申告に必要なもの】

- ・来庁者の本人確認書類（運転免許証など）
- ・所有者、使用者の印鑑
- ・車両のメーカー名

また、所有者（4月1日現在）の方は、1台につき年額2400円の軽自動車税（種別割）を納付していただきます。ご理解とご協力をお願いします。



市民税課 法人係 軽自動車税担当  
電話 087-839-2233  
市役所2階14番窓口

### 農地の貸借には知事指定「香川県農地機構」を活用しましょう



- 農地の管理に困っている方
- 農業経営の縮小を考えている方

「農地機構」にご相談ください。香川県農地機構は知事指定の安心できる公的機関です。



ご相談・お問い合わせは  
公益財団法人 香川県農地機構  
☎ (087) 831・3211

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

# 全国農業新聞

週刊 月4回金曜日発行  
月額700円 (税込)

農地を活かし担い手を応援する  
■発行所  
全国農業会議所  
〒102-0084  
東京都千代田区  
二番町 9-8

購読のお申し込みは  
農業委員会事務局まで

東讃農業改良普及センターから

表紙の写真紹介  
地域で頑張る認定農業者を  
紹介します

高松市多肥上町で水稻、麦、大豆、ブロッコリー、アスパラガスを栽培している橋本俊一郎さん・麻田美さんご夫妻を紹介します。

橋本さんは、1年間のJAINターン制度を活用した研修を経て、平成27年4月に就農されました。翌年8月には、農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、



就業条件等を明確にした家族経営協定を締結し、ご夫妻で認定新規就農者になりました。

その後、令和2年10月には、認定農業者となり、普及センター主催の農業簿記講座などに積極的に参加されるなど、さらなる農業経営の発展を目指し、ご夫妻で取り組まれています。



大豆栽培圃場とドローンによる防除

また、自宅がある多肥上町は、混住化が進んでいるものの、地元からの要望もあり、地域の農地を守るため（公財）香川県農地機構を通じて規模拡大を進め、現在では水稻94a、小麦380a、はだか麦140a、白大豆150a、施設アスパラガス

13a、ブロッコリー130aを栽培されています。

認定農業者になられた橋本さんは、「無理のない農地集積を進める」、「汎用型コンバインやドローンによる防除など省力機械技術を積極的に導入し、効率的な農作業を実現することで、麦・大豆による規模拡大を図り、経営を安定させる」、「家族で協力して、農作業を行うことで、家族で過ごす時間を十分に確保すること等を目標に、経営に取り組まれています。



汎用型コンバイン

農業改良普及センターでは、安定した農業経営の確立に向けて、関係機関と協力しながら支援をしています。橋本さんご夫妻のこれからのますますのご活躍を期待しています。

終身年金で安心！農業者年金に加入しましょう

次の要件を満たす農業者の方ならどなたでも加入できます。

- 国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満  
※途中脱退、再加入も可能です。



お問い合わせはJAまたは、農業委員会事務局まで

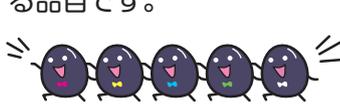
高松産ごじまん品キャラクター紹介

高松産ごじまん品とは

- ① 地域性豊かな
- ② 生産量が安定している
- ③ これから推進していくいずれかの要件に該当する品目です。



ポン太 (中晩柑)



KURO-DAIず



マダム・ブロッコ

## 農林水産課から

県産花きの飾花で癒されて



8月に高松市の庁舎や公共施設等で、県産花きを使ったフラワーアレンジメントの展示が行われました。

これは、新型コロナウイルスの影響で需要の低下した県産花き活用のため、「花の里かがわ推進委員会」から提供されたもので、高松市もこの取組を支援しています。華やかなフラワーアレンジメントは、訪れる市民や働く職員を明るい気持ちにしてくれました。

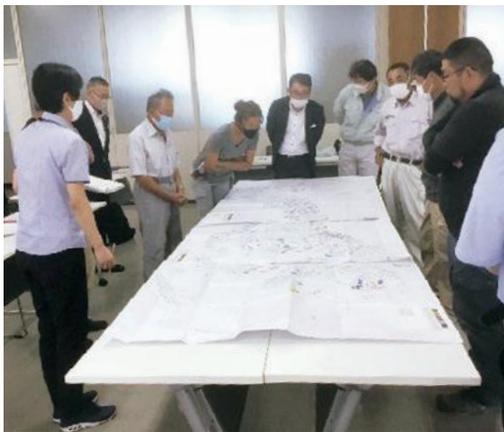
この取組は、11月・12月・2月の計4回行われます。

## 人・農地プランの実質化に向けた話し合いを開催中です。

農業委員会実施の農地の利用意向に関するアンケートについて、ご協力ありがとうございました。

アンケート結果に基づき、70歳以上の農業者の分布や後継者の有無、農地中間管理機構の活用意向、地域の中心経営体の経営地を地図に落とし込み、中心経営体の農地の集積・集約状況や5年から10年後に耕作者がいなくなるおそれのある農地を「見える化」しています。

この地図を利用して、各地区の高松市地域農業再生協議会水田部会において、「農地の集約化に関する将



来方針」を決定するための話し合いを開催しています。

話し合いには、水田部会委員のほか、地区農業委員・農地利用最適化推進委員や中心経営体、市・県・JA担当者が参加し、地区の農地の集積・集約化の現状や課題を共有するとともに、更なる集約化に向けて、農地中間管理機構を積極的に活用していくことや、中心経営体の高齢化も見込まれることから、新規就農者等の受け入れも促進していくことを確認しました。

決定した「実質化された人・農地プラン」は、高松市のホームページで順次公表していきます。

## 作業機付きトラクタの公道走行について

農耕トラクタに作業機を装着して必要な対応を行うこと(※)、道路走行ができるようになりました。

なお、トラクタ単体又は作業機を装着した状態で左記の寸法・最高速度の制限をひとつでも上回る場合、大型特殊免許が必要になります。

全長 4.7m以下 全幅 1.7m以下  
全高 2.0m以下 (安全キャブや安全フレームは2.8m以下)  
最高速度 15km/h

※詳しくは、農林水産省のホームページで公表されていますので、ご参照ください。

## 編集後記

令和3年を迎えました。昨年はコロナ禍で、日常生活が一変しました。そんな中、農業委員会だよりの取材に、快く協力頂いた農業者の方々には、感謝の気持ちでいっぱいです。

これからも、農業に携わる方に寄り添った情報をお届けしたいと思います。

